

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
平成18年度(2006年度)第8回常任委員会議事録

1 日時：平成19年(2007年)1月23日(火)午後5時5分から午後9時30分まで

2 場所：東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局
(クローズド審議も、NGO、ゲスト及びオブザーバー退席のうえ同事務局)

3 出席者の確認

常任委員

NGOユニット：大西健丞(第一部第六号議案から協議・報告事項(2)まで出席。欠席中代理：WVJ池田満豊)

NGOユニット：堀江良彰

外務省：上村司

日本経団連：斎藤仁

財団：石崎登

学識経験者：中村安秀(第一部第三号議案から出席)

アドバイザー

大和証券グループ本社：金田晃一

理事

代表理事：長有紀枝

ゲスト

なし

オブザーバー

外務省：鈴鹿、高根

AAR：坪井、大西

ADRA：橋本

BHN：福島

CARE：村松

HFHJ：西島

HuMA：築山

JEN：赤堀

KnK：大竹

PWJ：柴田

NICCO：折居

SCC：堀川

WVJ：池田

日立プラントテクノロジー：福田、戎

4 座長の選出

本会座長として、外務省鈴鹿光次氏を全会一致で選出した。

書式第6号

なお、平成18年度第1回常任委員会において確認した座長の順番(半年ごとに外務省、経団連、財団、学識、NGO)に基づき、次回常任委員会から経団連が座長を務めることを確認した。

5 第一部：審議事項

(1) 第一号議案：パキスタン地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

K n K：パキスタン地震被災者支援事業(民間資金)
承認。

(2) 第二号議案：ジャワ島地震被災者支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

C A R E：水と衛生プロジェクト(政府支援金)
承認。

S C C：小学校教科書配布事業・子ども達への精神ケア事業(民間資金)
承認。

(3) 第三号議案：レバノン人道支援にかかる事業報告及び収支報告の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

A A R：レバノン初動調査(政府支援金)
承認。

N I C C O：レバノンにおける戦闘の被災者に対する支援活動の初動調査(政府支援金)
承認。

(4) 第四号議案：固定資産の保管の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

B H N：アフガニスタン女子中高生のインターネット授業支援事業(民間資金)
承認。

B H N：イラン南東部地震緊急支援(政府支援金)
承認。

(5) 第五号議案：ジャワ島地震被災者支援にかかる事業計画の承認

事務局より、助成審査委員会の審査結果答申の報告がなされた。クローズド審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

I C A：バントゥール県とクラテン県における農民のための生活復旧支援事業【再提出】
以下の理由により、却下。

長期的な視点に立った対応が求められる農業開発のプロジェクトであり、緊急人道ニーズへ対応したプロジェクトではない。開発支援に関する他の助成スキームへのアプローチを検討されたい。

また、ジャワ島地震被災者支援の対応計画に基づき、今次助成申請をもってNGOに対する事業助成を終了することとし、別途、評価報告書を作成の後、収支決算を行い、当該残預金を緊急支援準備金に繰り入れることを確認した。

(6) 第六号議案：スーダン南部人道支援にかかる事業計画の承認

事務局より、本会におけるAARによる東エクトリア州における水衛生・保健事業（第二期）の申請は、次回常任委員会における審議へ繰り越す旨の報告がなされた。

6 第一部：協議・報告事項

(1) 平成18年度第3回理事会報告について

事務局より、平成18年度第3回理事会において、ひろしま版プラットフォーム・プロジェクト（仮称）の実施、正会員会費規約の改正及び賛助会員規約の改正が承認された旨の報告がなされた。

(2) スーダン南部人道支援中間モニタリング報告について

事務局より、スーダン南部人道支援中間モニタリング結果及び所見の報告がなされた。

モニタリング所見の要旨は以下の通り。

中・長期的な支援スキームに基づいた政府ODAとUNHCRやWFPなど国連諸機関との連携が具体化し、人道支援のモデルが確立しつつある。

国連機関との連携調整とNGO間連携のシステム化のため、JPFスタッフを駐在しないしは一定期間派遣して活動にあたらせることを検討する必要があると考える。

行政機構や基礎インフラの欠如、ロジスティクスの困難さ、雨季の影響という様々な要素に鑑みれば、スーダン南部における事業執行には通常より長い期間を要する。事業成果の稼働確認のためには雨季期間（5月から10月頃）をまたいで事業期間を設定する必要がある。また、UNHCR等国連諸機関と契約するうえでの事業期間設定（1月から12月の1年間）を考慮し、第2期の事業期間を第1期完了時期（2007年2月頃）から2007年12月末（10ヶ月間程度）と設定することを提案する。

各NGOスタッフは、極めて過酷な生活環境のなかで事業に従事しており、疾病や精神のケアに十分な配慮を要すると認められるので、その観点からも余裕のある事業期間設定としたい。

資金拠出元であるドナーの意向に基づき、安全確保の観点で問題となり得ない場合には、各団体の事務所看板、事業地看板などでは、当該事業に関わるドナーのロゴマークを明示し、受益者や関係者に向けてドナーの存在感を確保するよう配慮する必要がある。

同所見に対して、上村常任委員より、以下のコメントがなされた。

政府資金の使用期間については、雨期が例年より長引いた2ヶ月間に限り延長を認めたい。JPFスタッフの派遣についてはスーダン事業を半年残すのみの現時点で行う理由、如何なる付加価値を生むのか、NGOはそれを望んでいるのかといった疑問に答えて頂く必要がある。

現地の厳しい労務環境を考慮して、交代要員をはりつけ経験も積んでもう様な仕組みは第2期に盛り込んで差し支えない。

ODA特委などでも、国民の代表たる国会議員より、政府資金を活用している事業についてはODAロゴを明示すべしとする声強い。政府としても、同様の趣旨からODAロゴの使用を励行してもらいたい。

なお、ODAロゴの事業地及び資器材における掲示については、継続協議扱いとした。

(3) ガイドラインの見直しについて

事務局より、ガイドラインの見直しにかかるガイドラインWGの進捗状況の報告がなされた。

- (4) 事業計画変更のとりまとめについて
事務局より、事業計画変更の報告がなされた。
- (5) メール審議の結果について
事務局より、平成18年度第7回常任委員会から本会までにメール審議に附された事項がなかった旨の報告がなされた。
- (6) メディアの報道について
事務局より、「ODA新聞」(ADRA)及び「読売新聞大阪版」(JPF)に掲載された記事の報告がなされた。
- (7) JPFの活動報告と予定について
事務局より、JPF活動報告と予定の報告がなされた。
- (8) 次回常任委員会の開催日時・会場について
次回常任委員会は、2007年2月20日午後5時よりJPF事務局において開催することとした。

7 第二部：審議事項

- (1) 第一号議案：平成18年度第7回常任委員会議事録の承認
事務局より、平成18年度第7回議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

8 第二部：協議・報告事項

- (1) 政府支援金及び民間資金の財務状況について
事務局より、政府支援金及び民間資金の財務状況にかかる報告がなされた。
- (2) 事務局規則及び規程について
就業規則(案)、従業員給与規程(案)及び国内旅費規程(案)にかかる協議がなされた。
- (3) 正会員及び理事の構成について
正会員及び理事の構成にかかる協議がなされた。
- (4) 賛助会員の働きかけについて
事務局より、賛助会員の働きかけにかかる報告がなされた。
- (5) 兵庫県との連携について
兵庫県との連携にかかる協議がなされた。
- (6) 来年度予算(案)について
来年度予算(案)にかかる協議がなされた。

以上